

要 請 書

「牛海綿状脳症（B S E）対策の規制緩和に関する要請」

平成 2 4 年 1 2 月

北 海 道 市 長 会

牛海綿状脳症（BSE）対策の規制緩和について

我が国で初めて牛海綿状脳症（BSE）が発生した平成13年以降、BSE対策として、国産牛については、飼料規制や生体検査、と畜場でのスクリーニング検査等が実施され、外国産牛については、BSE発生国からの輸入規制が講じられてきましたが、現在、国においては、これらの規制緩和が検討されております。

この規制緩和にあたっては、国民の食に対する不安が払拭されるよう、安全性の根拠等を説明するとともに、BSEの発生メカニズムや感染ルート等の調査・研究を継続する必要があります。

また、生産農家、食肉関係事業者等への影響が深刻なものとならないよう、今後とも、実効性のある施策を推進していくことも必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 BSE対策の規制緩和にあたっては、国民に安全性の根拠等を丁寧に説明し、不安が払拭されるよう最大限の努力をすること。
- 2 BSEの発生の防止並びに安全確保対策を継続し、食の安全と安心が守られるよう万全を尽くすこと。
- 3 規制緩和により、国内の生産農家や関連産業に影響が大きく及ぶことがないよう適切に対応すること。